

国土動指第57号
令和2年6月26日

都道府県主管部長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた
宅地建物取引士に対する法定講習の実施に向けた対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、各都道府県に対して令和2年2月27日付け及び同年4月10日付けで通達を発出し、宅地建物取引士に対する講習（法定講習）の実施方法として国土交通大臣が認める方法（教材を用いた自宅学習）について通知をしております。

こうした中、令和2年5月25日、新型コロナウイルス感染症対策本部において全都道府県の緊急事態宣言の解除が決定され、会合やイベント等に関しても、適切な感染防止策を講じた上で開催することが可能とされたところです。

上記の決定を踏まえ、各都道府県におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策本部等において示されたイベント開催制限の段階的緩和の目安等を踏まえた感染防止のための取組（会場収容率を50%以内に設定、待合場所等における密集回避、講習会場における座席配置、手指の消毒、マスク着用、室内の換気等）を講じた上での座学方式による講習実施の準備を進め、準備が整い次第、座学方式による講習を再開していただくようお願いいたします。

なお、座学方式による講習再開にあたり必要な感染防止策を講じるための準備や会場確保等について一定の期間を要する場合には、令和2年2月27日付け及び同年4月10日付け通達における国土交通大臣が認める方法（教材を用いた自宅学習）により、講習を実施することは可能と致します。

以上